

令和7年度岡山市介護サービス情報公表計画

1 目的

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度を円滑に施行するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第37条の2の3第1項に基づき定める。なお、調査の実施については、別に定める調査指針によるものとする。

2 計画の基準日

令和7年4月1日とする。

3 計画の期間

令和7年度

4 対象となる介護サービス等

(1) 対象となる介護サービス

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定されるサービスである。また、省令第140条の43第2項に規定されたとおり、一部のサービスについては、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

(2) 対象となる事業所等

- ① 令和7年2月1日以降、指定等を受けた事業所等（以下「新規事業所」という。）
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払いを受けた利用者負担金を含めた介護報酬の金額が100万円を超える事業所等で基準日までに指定等を受けたもの（以下「既存事業所」という。）
- ③ 上記以外で、情報の公表を希望する事業所等（以下「任意事業所」という。）

5 報告の内容

提出期限前のできるだけ直近情報を報告する。

新規事業所は、省令第140条の45に規定する別表第1（以下「基本情報」という。）を必須とする。

既存事業所は、基本情報及び省令第140条の45に規定する別表第2（以下「運営情報」という。）を必須とする。

任意事業所においては、基本情報及び運営情報を報告できることとする。

6 報告の方法

各事業者は、原則として、インターネットにより介護サービス情報の公表報告シス

テムに接続し、当該システムにより入力の上、報告する。

なお、インターネット上の報告システムが利用できない場合など事業所の実情に応じて、必要事項を記入した調査票様式に入力又は記入の上、岡山市へ電子メール又は郵送により報告することも可能である。

7 事業所ごとの報告の期限

事業所に対する報告の依頼時に、併せて報告の期限を通知することとする。

8 報告の受理の開始時期

報告期限の2週間前とする。

9 事業所ごとの公表を行う月

原則として、報告のあった月の翌月とする。

10 その他

(1) 介護サービス情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(2) 是正命令を受けた事業所に係る介護サービス情報の取扱い

市長から、法第115条の35第4項の規定により報告、報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、市長の指示により、調査又は公表を行う。

(3) 任意事業所

4 (2)③の任意事業所は、随時下記報告先担当課へ、その旨を連絡することとする。

(4) 任意情報（市独自項目）

① 成年後見制度活用への配慮の状況

② 人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況

③ 非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

< 報告先担当課 >

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

Tel : 086-212-1012（訪問居宅事業者係） E-mail : ji2_shidou@city.okayama.jp

Tel : 086-212-1013（通所事業者係） E-mail : ji3_shidou@city.okayama.jp

Tel : 086-212-1014（施設係） E-mail : ji-shidou@city.okayama.jp

Fax : 086-221-3010